

●「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の施行について

札幌市では、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利の保障を推進するため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を、4月1日から施行します。

条例の施行後は、子どもの権利の普及を図るため、子ども向け・大人向けの啓発パンフレット等を用いて、市民への積極的な広報活動に努めるほか、子どもが意見を表明し参加する機会を設けるため、子ども議会をはじめとした子どもが主体的に参加する事業の充実を図ります。

また、施行日に合わせ、権利侵害を受けた子どもの迅速かつ適切な救済を目指す「札幌市子どもの権利救済機関（愛称：子どもアシストセンター）」を条例に基づき新たに設置し、子どもの気持ちを受けとめながら、問題解決に当たります。

1 条例施行後の主な取り組み

(1) 子どもの権利の普及に関すること（条例第2章）

主な取り組み	概要
条例パンフレット等の作製・配付	・4種類（大人用、大人用概要版、小学校高学年用、中学生用）のパンフレットを作製し、各区役所等の公共施設のほか、各学校に配付する。条例の施行後、同パンフレットを用いて、出前講座等の説明の機会を積極的に設けていく。また、条例の解説とQ&Aを盛り込んだ「条文解説」を作製し、ホームページ等で公表する。
イベント「子どもの権利の日」の開催	・条例で毎年11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」と定めており、ことしは、同日前後の休日に、子どもの参加型イベントを実施する。
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの開催	・ことし9月3日・4日に、札幌サンプラザホールを主会場としてシンポジウムを開催する。シンポジウムでは、子どもの権利の普及を目指し、条例をPRするほか、他の自治体の実践・取り組み例を学ぶ場とする。

(2) 子どもの参加・意見表明の機会の保障に関すること（条例第4章第4節）

主な取り組み	概要
子ども議会をはじめとした子ども参加事業の推進	・平成13年度から毎年開催している「子ども議会」を今年度も実施するほか、市政、学校・施設、地域等における子どもの参加事業の実践例を共有し、社会全体で子どもの参加の取り組みを進める。

(3) 条例の実効性の保障に関すること（条例第6章、第7章）

主な取り組み	概要
推進計画の検討	・子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもの権利の保障の観点を主眼とした推進計画の策定に向けての検討を進める。
子どもの権利委員会の設置	・15歳以上の子どもを含めた市民で構成する「子どもの権利委員会」を設置する。同委員会では、子どもにかかわる施策について、子どもの権利の保障の観点から、調査・審議を行う。

2 子どもの権利救済機関の概要

(1) 救済機関の設置目的および基本方針

条例に基づくもので、子どもの立場に立って相談を受け、救済の申立てに基づき、調査や改善の勧告等を行う権限を有する、行政からの独立した立場が尊重された公的機関として設置する。

救済機関では、子どもの権利について専門的な知識を持った救済委員を中心に、経験豊かな調査員や相談員が、子どもの気持ちを受け止めながら、解決のための方法を共に考え、探し、何がその子どもにとって「最善の利益」になるのかを、常に判断の基準にして、問題の解決に当たる。

(2) 救済機関が有する機能

機 能	概 要
相談への対応	・ 権利侵害に関する様々な相談を受け付ける。子どもの気持ちを受け止め、関係する子どもの視点に立って、必要な助言や支援を行う。
救済の申立てに対する調査・調整活動の実施	・ 権利侵害に関する個別救済事項について、救済の申立てを受け付ける。 ・ 救済の申立てに基づき、関係機関に対して説明を求めたり、資料の提出を求めたりする事実確認の調査を行う。また、必要に応じて、助言や代弁など相互理解を深めるための調整活動を行う。
勧告・意見表明、是正等の要請の実施	・ 調査の結果、市の機関に対しては、是正等の措置を講ずる「勧告」や、制度改善を求める「意見表明」を行うことができる。 ・ 調査の結果、市の機関以外のものに対しては、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。

(3) 救済機関の開設時間・場所等

項 目	概 要
相談受付時間	・ 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 8 時 ・ 土曜日 午前 10 時～午後 3 時（※日・祝・年末年始休み。）
事務局設置場所	・ 中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
電話番号等	・ 子ども専用相談電話（フリーダイヤル） 0120-66-3783 ・ 大人専用相談電話 011-211-3783 ・ 相談メールアドレス assist@city.sapporo.jp
愛 称	・ 平成 20 年度まで子ども未来局に設置していた「子どもアシストセンター」の相談機能を生かし、新たに救済の申立て等の機能を有することとなるため、当面、「子どもアシストセンター」という愛称を用いる。
職員体制	・ 救済委員 2 人（子どもの権利に関し優れた識見を有する人物を、議会の同意を得て委嘱する（3 月 30 日に同意議案を提案予定。）） ・ 調査員 3 人（救済委員の指示に基づき、申立て事案に関して事情の聴取や現地調査など、調査・調整業務を担当する。） ・ 相談員 7 人（相談者からの相談に応じ、助言や支援を行うほか、救済機関全般の説明、救済の申立ての受け付けを行う。） ・ 事務局職員 4 人（部長職 1 人、課長職 1 人、係長職 1 人、担当 1 人）

問い合わせ先

（条例の施行に関すること）

子ども未来局子どもの権利推進課

伊藤、田中、酒谷 電話 211-2942

（救済機関の設置に関すること）

子ども未来局子どもアシストセンター※

※4 月より、子どもの権利救済事務局と名称を変更

藤田、中村 電話 211-2946